

会則変更について

令和7年度総会にて決議・承認頂いた会則の変更箇所について以下に記載します。

1. 第2条 名称について

神奈川区サービス事業所連絡協議会の設立趣意は区内介護サービス事業所に特定していたが、**会則変更で医療・介護・福祉事業所の加入も可能となり**

多くの支援事業所又は支援者が連携し活動しているのが現状

神奈川区支援者連絡会（神奈川区サポートネットワーク）

→名称を **かなサポねっとに変更**

2. 第3条

⑤介護保険制度の運用・・・を **各制度の運用**に関する意見交換

3. 第5条

名称の変更に伴い

会員資格について **区内で活動している医療・介護・福祉に関する支援事業所**

サービスの文言を削除

3. ①②正会員・準会員制を廃止とし削除

4. 第9条

2-① サービスの指定を **法令に基づいた許認可**に変更

3-① サービス利用者の **サービス**の文言を削除

(2案)

5. 第11条

役員定数の **総務を廃止**

(3案)

6. 第23条

会計年度 **毎年6月1日に始まり 翌5月30日をもって終わる**

以上が反映された新しい会則をホームページに載せていますのでご確認下さい。

以上